

別冊第三

呂醫第五四號

南洋連命第 號ニ基ク性病及「マラリア」診療ニ

関スル件一通牒

昭和二十年十二月八日

南洋地區日本官兵善後連絡部軍醫部長

隸指揮下一般

内地歸還ニ伴フ性病及「マラリア」診療ニ関シテハ別冊呂醫第一九一號及呂醫示第一五號ニ據ルニ度

迄テ右通牒ハ既ニ配布済ムルモ各部隊ノ書類焼失等ヲ顧慮シ煩
雜ノ顧ミス向配布スルヒムナリ

0433

呂醫第一九一號

花柳病並「マラリア」治療ニ關スル件通牒

昭和二十年九月七日

第十一軍軍醫部長

内地歸還ニ伴フ花柳病並「マラリア」患者ノ治療ニ關シテハ各方面ニ於テモ銳意之ヲ實施シ努メアルモノト信スルモ民族將來ニ生々發展ニハ看過シ得サルノ重大問題ナルコトヲ再認識シ現有衛生材料ヲ全面的ニ活用シ左記要領ニヨリ速クニ現地治療ヲ促進セシメラレ度
追ッテ驅徴劑ニ就テハ所要量ヲ請求セラレ度

左記

一花柳病

(一) 檢診

臨床所見ヲ主トシ爲シ得レハ血清反應等ノ補助診斷

0434

法ヲ併施ス 之カ爲成ルヘク兵團單位ニ皮膚泌尿器科專攻軍醫ヲ以テ所要ノ檢診班ヲ編成シ巡回檢診ヲ實施セシムルヲ可トス

(三) 治療

徴毒(特ニ感染ノ虞アル)患者ノ治療ニ重點ヲ指向ス
徴毒

治療緩急順序左ノ如シ

(一) 硬性下疳及其ノ他感染ノ虞アリト認メラル、顯性徴毒

(二) 感染ノ虞尠キ徴毒

(イ) 未婚者

(ロ) 三十五歳以下ノ既婚者

(ハ) 三十六歳以上ノ既婚者

治療藥ハサルバルサン劑ヲ主劑トシ概ネ左ノ基準ニヨリ實施ス

(1) サルバルサン 劑 驅 黴 療法

「サルバルサン」四號（〇・六瓦）ヲ五―七日ノ間隔ヲ以テ連續注射シ
硬性下疳ニハ十五回（總量九・〇瓦）硬性下疳以外ノ感染
ノ虞アル顯性黴毒ニハ感染ノ虞ナキニ到ルマテ（概ネ十回總
量六・〇瓦）其他ノ感染ノ虞尠キ黴毒ニハ十回（總量六・
〇瓦）實施ス

(2) サルバルサン 劑 以外ノ 驅 黴 療法

爲シ得ル限リ「サルバルサン」劑 驅 黴 療法ニ併用シ硬性下疳ニハ
蒼鉛劑 其他ノ 黴 毒ニハ 沃 度 劑ヲ使用スルモノトス

又 黴 毒 以外ノ 花 柳 病

急性症狀ヲ呈スルモノニ重點ヲ指向ス

但シ「スルフアチアゾール」ハ未婚者ノ急性淋毒性疾患ニ對シ重點

的ニ使用ス

ニ「マラリア」

既定、如ク實施スルモ再發豫防ニ關シテハ遺憾ナキ様注意ス

三 豫防

動モスレハ不安定ナル精神状態ニアル現今疾病豫防ニ關ス

ル觀念ノ麻痺シアルコト想像ニ難カラス

衛生部員タル者ハ此ノ苦難ノ前途ニ立チ須ラク大局ヲ洞

察シ今後一名モ此ノ種新患者ヲ出サル様不退轉ノ豫

防陣ヲ形成スヘキナリ

之カ爲此ノ種疾患ノ民族衛生ニ及ホス恐ルヘキ影響ヲ具

體的且現實的ニ教育スル等萬全ノ策ヲ講スルヲ可トス

四 連絡及 教示

派遣轉屬等ニ依リ診療軍醫ノ更迭ヲ生シタル際ハ治療

ヲ中止セシメサル如ク前診療軍醫ハ引繼軍醫ニ所要ノ連

絡ヲ爲スモノトシ止ムヲ得ス患者轉送ノ際ハ轉送先ト連絡スル

モノトス

又狀況ニ依リ所要治療未了ノ儘歸還スルニ立チ到リタル
場合或ハ終了セルモ根治ニ到ラサル場合ハ患者ニ對シ現地
ニテ實施セル治療及内地歸還後ノ注意ニ就キ懇示スルモ
トス

0438

呂警示第一五號

「マラリア」豫防内服ニ関スル軍軍醫部長指示

柳 昭三、六、五
州

自今「マラリア」豫防内服ノ實施ニ別紙要領ニ據リ實施スルモノトス
進而對瘧衛生材料ノ取得及次困難性ヲ加ヘ来ル現況ニ鑑ミ當軍防瘧ノ
重要ヲ藥物ヲ使用セサル防瘧教育、瘧蚊ノ刺螫防止防瘧工作兩發
防止等ノ諸方策ノ徹底確行ヲ主眼トセラレ度
殊ニ作戰行動間等ニ於テ豫防内服實施ノ場合ニ於ケル其ノ成果ハ豫防
内服劑服藥ノ確行如何ニ存スルヲ以テ其ノ確行ニ関シテハ一段ノ努力ヲ傾
注セラレ度

呂集團軍醫部長

三輪 不 准

別紙

豫防内服實施要領

一、駐留態勢ニ於テハ豫防内服ハ實施セサルヲ本則トシ部隊ノ任務作戰
(討伐)行動地域ノ「マラリア」浸淫度、瘧蚊發生狀況部隊ノ對瘧裝備ノ
狀況等ニ應ジ其ノ期間ヲ明示シ重兵的ニ實施スルモノトス
二、作戰(討伐)行動間ト雖モ期間概ネ三週間以内ニ駐留態勢ニ復歸ス
ルカ如キ場合ハ豫防内服ヲ省略シ作戰終了後ニ於テ患者ノ早期發
見ニ努メ其ノ治療ノ徹底ヲ圖ルモノトス

0439

3. 豫防内服要領ハ野戰衛生長官指示第一第二法ニ據ルモノトス
4. 内服薬ノ携行ニ関シテハ責任者(小隊長等)ヲ指定シ携行シ服薬ノ確實ヲ期スルモノトス
5. 内服薬ハ各兵ニ豫メ支給シ置ク如キ事無ク服薬ノ都度一回所要量ヲ分配シ責任者ノ指導ノ下確實ニ服薬セシムルモノトス
6. 服薬責任者ニ對シテハ特ニ教育指導ノ徹底ヲ圖ルヲ要ス

註

第一法(本法ニ據ルヲ原則トス)

毎日硫規〇・三連用ニ加ヘ毎十日ビノラミン〇・〇ニ服用
 但シ毎十日ニハ硫規及ビノラミンヲ同時ニ服用セシムルモノトス

第二法(副作用ノ爲第一法ニ據リ難キ場合ハ本法ニ據ル)

毎五日アクリナミン〇・二ニ加ヘ毎十日ビノラミン〇・〇ニ服用

報告

豫防内服實施ノ際ハ部隊員數、場所及實施ノ理由等ヲ重要事項等報告トシテ軍軍醫部部長宛報告スルモノトス

呂醫示第一六號

マラリア¹診療ニ関スル軍軍醫部長指示

昭二〇六、五
柳

防瘧ニ関シテハ既ニ屢次ニ互リ教育並ニ指示ヲ行ヒ更ニ呂集作命
内第一四號別紙「主要疾病發生防止要領」ヲ以テ本年度ノ防
瘧方針ヲ示サレタルモ昨年十二月ヨリ本年四月ニ至ル間ニ於ケル軍
内「マラリア」患者發生狀況ヲ觀察スルニ其ノ發生數ハ毎月總兵額
ノ約三五%ニ達シ而モ其ノ大部ハ再發患者ナルニ鑑ミ「マラリア」診療
ニ際シテハ「舉」ニ其ノ根柢ヲ圖リ再發ノ絶無ヲ期スルハ軍ノ戦力保持上
極メテ緊要トス

依テ「マラリア」診療ニ方リテハ別紙「マラリア」診療上ノ注意及別冊「マ
ラリア」診療ニ関スル野戰衛生長官指示ニ據リ各症例ニ應シ其ノ診療ヲ
適正ナラシメ之カ再發防止ニ努メラレ度

呂集團軍醫部長 三輪不雄

0441

呂醫示第一六號 別紙

マラリア 診療上ノ注意

ハ不確實ナル診断ハマラリアニ非サル疾患ニ當ルルマラリア前ヲ浪費シ又的確ナラサル
 治療ハ新鮮マラリアヲシテ根絶困難ナル陳舊マラリアニ移行セシムル等其ノ極端ナ
 大ナル以テ部隊ノ移動等ニ際シテハ萬難ヲ排シテ顯微鏡等所製資材ヲ携行シ診断ノ
 確ヲ期スルト共ニ一旦治療ヲ開始セバ根治スル迄服薬ヲ確行セシムルコト最モ肝要ナリ
 ニ再發ハ服薬ノ不確實ニ基因スルモノ極メテ多キニ鑑ミ服薬ニハ各種手段ヲ盡シ之ヲ確行
 ニ徹底セシメサル可カラス
 尚當軍ニ於テハ其ノ作戦地ノ現況ニ鑑ミ患者ノ診断ニ際シテ常ニマラリアヲ念頭ニ置キ各種
 病症ノ隱ニ潛ニ在ル慢性マラリアノ假面性マラリアヲ看破シ其ノ治療ニ過誤ナカラシムル
 別野野戰衛生長官指示第四法ハ部隊ニ於ケル宿舎ノ簡便ニシテ其ノ治療
 率モ亦比較的良好ナルヲ以テ當軍内ニ於テ其ノ藥物保有量ノ現況ニ鑑ミ一般治療ニ方リ第四
 法ニ據ルヲ可トス
 但シマラリア患者ハ各種病型ヲ呈スルヲ以テ其ノ病型ヲ仔細ニ検討シ特ニ悪性マラリアノ治療ニ
 ハ指示各法ノ適用ヲ諒ラサルコト肝要ナリ
 尚陳旧マラリアニ對シテハ自隊保有力藥物ノ現況ニ應ジ第五法ヲモ適用スルヲ可トス
 3、 兵站病院等ニ在リテハ一個隊復ニ於ケル血尿体温所見等ニ依リ其ノ再發ヲ
 豫想セラルル場合ハ再發預防療法ヲ完全ニ實施スルヲ要ス
 部隊ニ於テモ亦最近ニ月以内ニ發病シ的確ニ治療ヲ受ケリシモノ並ニ過去屢ニ再發ヲ反
 覆セルモノ等ニ對シテハ再發預防療法ヲ實施スルヲ要ス
 4、 悪性マラリアハ最近減少傾向ニ在リト雖モ現地ニ於ケル氣象ノ感作給養等ニ依リ不
 適當ノ如キ各種原因子累積ニ因リ体温ノ低下及作戦地ニ於テ先マラリア患者ノ現況等鑑
 ミ今復ニ於テモ依然之カ發生數必シモ僅少ナリトハ斷ニ察シ 悪性マラリアノ重ナルモノハ熱
 帶熱原虫ニ依ルル與地ニ攻ニ際シテ三日熱原虫ニ因リ惡性マラリアノ危險モ亦存ス 悪性
 マラリアノ臨床症狀ハ多岐多端ニシテ其ノ重ナルモノハ腦型(八五%) 就中昏睡型ヲ示シ
 敗血症型之ニ至キ其ノ豫知ハ困難ナルモノ也 諸事項ヲ着眼シ其ノ判定ニ努力スルヲ要ス

10. 別冊野獸衛生長官指示ニ記載シタル不足高熱ヲ諸種腦症ヲ呈シアル際ハ直ニ
 7. 原虫検査其ノ他腦液諸検査ニ當リテ爾後ノ對策ヲ講スルノ要アルモ高熱腦症
 6. 等ヲ認メタル場合ト雖モ血球減少ニ於テ異常ニ多量ノ原虫ヲ認ムル場合ニハ悪性マ
 5. リアリテ惡性スヘク且亦惡性マアリテハ毎時血球増加者明ニシテニ三万稀ニ五
 4. 六万ニ及ブ例アルヲ以テ惡性マアリテハ毎時血球減少スル場合ニハ白血球算足
 3. 若シ血球計無キ場合ニハ血液ノ薄層ヲ木等ニ據リテ白血球算足ヲ併シテ算シ
 2. 對策ヲ講ズルナカラシメサルヘカラス 惡性マアリテハ危險期ハ第三一第六病日ニ在ルヲ以
 1. テ前記諸検査ハ全部ニ於テモ迅速ニ之ヲ實施スルノ要アリ
 患者發生時ニハ狀況許ス限リ之カマアリテ原虫検査ニ努ムルヲ要ス
 破壊基ク毒素ノ解毒力ニ大ナルヘキヲ以テ安靜等ニ依リテ體力ノ消耗ヲ極限スル
 ト其ノ要スルハ強心劑 ビタミンC 劑等ヲ併シ投與シ且毒素排泄ノ爲メナル水分
 ヲ補給スルヲ要ス
 6. マリアリテハ赤痢ノ合併セル場合ニ於テハ、マリアリテ投與劑或ハ經口投與セザルニ
 5. 據ルキヤハ、マリアリテハ赤痢ノ現症ニテ是レモナルニ經口投與自場合ニ第
 4. 三法ヲ用スルヲ可トシ此ノ場合ニ特ニ吸收促進ノ手段ヲ併セ講スルヲ要ス
 3. マリアリテハ赤痢ノ合併セル場合ニ於テハ、赤痢ノ現症ニテ是レモナルニ經口投與自場合ニ第
 2. 移行セル其後後ハ概シテ不良ナルヲ以テ之カ必ス移シテ移シタルノ原虫ヲ於テ整備
 1. シアル重篤者食料等ハ此等ニ重篤期ニ於テハ投與セザルニシテ、移シタルノ原虫ヲ於テ整備
 体リ後ハ消化機能減退セル患ニ於テハ、投與劑ヲ投與セル場合ニハ該劑ハ屢々其ノ盡原中
 ニ排泄サルヲ以テ斯ル患ニ於テハ、投與劑ヲ投與セル際ニハ之ヲ散劑トシ散劑(リモ
 ナリ)ト同時ニ服用セシメ或ハ灌腸ノ法ニ於テハ、腸液ヲ吸收シテ促進スル等慎重ニ
 此注意ヲ要ス
 患者ノ發熱症發熱時ニマリアリテハ、投與劑ヲ投與セル場合ニハ
 マリアリテ同時服用ハ之ヲ避ケ、原虫ノ發熱時ニハ、投與劑ヲ投與セル場合ニハ
 マリアリテ同時服用ハ之ヲ避ケ、原虫ノ發熱時ニハ、投與劑ヲ投與セル場合ニハ

0444

招束ニ易キヲ以テ弱バグノシ液(ニ延テ)過親(ト)三六カフエインワロ三四レシロニハ四ヲ
含ハス)ノ如キ稀薄液ヲ用ヒ強バグノシニ延テ過親(ト)五アチヒリンロ五ウレシロ一ロヲ合
有ス)ノ如キハ寧ろ助肉内注射スルヲトセン
悪性マラリアノ發作時等ニ於テ止ムベシバグノシ液等ヲ靜脈内注射スル場合ハハ葡萄糖
液等ヲ通算精神シ且アアドレナリンニ精ヲ加ヘ極メテ徐クニ注射スルヲ要ス
尚マラリア劑ヲ靜脈内注射シタル場合ハ其ノ有効成分外排泄モ亦急急ナルノミナラス學
多數ノ原虫ニ作用シ其殺滅力亦甚ク毒素ノ衡弊大ナル爲悪性マラリアノ危險期等止ラ得
尤ル場合ノ外ニ之ヲ腎臓ニ攝取可能トナリタル場合ハ速クニ經口内服ニ移行セシムルヲ可トス
マラリア劑ヲ肝臓ニ注射セル場合ハ深部膿瘍ヲ形成シ之ニ基固シ敗血症
標症狀ヲ呈セル事アルヲ以テ注意スルヲ要ス
マラリア治療ノ本則ハ對原虫ニ在リト雖モ其靜脈維持保培養保増進對食治療法ノ三英
モ亦肝臓ニシテマラリア患者ハ縱ヒ惡液腹ヲ示スニ至ラスト雖モ或ル程度ノ營養障礙
アリテ之ハ免疫體形成ニハマラリア劑ノ效果發見ニ甚大ナル影響アルヲ以テ懸念ナリト
雖モ患者ノ給食ヲ十分ナラシメ食血ノ恢復ニ努力セリノ向上ヲ圖ルハ再發防止ノ爲極メテ
肝臓ナルトス
尚マラリアノ肝臓ニ對スル障害ハ相當大ニシテマラリア患者ノ惡液腹上雖モ之ニ因リ二次的ニ諸種障礙
ヲ惹起スルコトアルヲ以テマラリアノ治療中ハ屢々尿量ニ注意セリノ一ゲン検査等ヲ實施シ肝臓護
ニ對シテ不斷ニ注意ヲ拂フヲ可トス
再發ハ最終熱發作後ニ二三週間ニ於テ其後發作率大ナルヲ以テ其ノ期間内ハ努メテ激動ヲ避
ケ恢復期ノ訓練ヲ如キモ漸進的ニ之ニ從事スルヲ可トス
マラリアノ治療ニ際シ其ノ治療條件ヲ十分ニ充足セシムル場合ハ六當然再發マラリアニ移
行セシムヘク躊躇ニ目下中ノ状態ハ不長ナル氣味ハ狀況給養不足等ノ外尤記上段ニ示ス如キ
治療上ノ不利アリテ再發マラリアヲ多量ニ生ジル其ノ此其ノ見解等ハ何レモマラリア治療上
ニ於ケル主要隘路ヲ識シテ之ヲ以テ治療ノ途ニ下注シ示ス如キ種々の對策ヲ賜ヒ治療
ニ際シテナカラレハル如ク努カムルノ要アリ

左記

<p>主要隘路</p>	<p>一 戰況等依り徹底一貫セル治療ヲ行ヒ得ザル場合アリ</p>	<p>對策</p>	<p>一 戰闘間及行軍間或ハ高度分散警備態勢ニ基テ受診時期ノ遷延等場合ニ於テハ其治療ニ急ニ熱發作抑制ノ程度ニ制限セシムルヲ戰闘等一段落後ハ斯ル患者ヲ速カニ再診シ入室入院セシメ根治ヲ圖ルヲ要ス</p> <p>二 部隊ニ於テ止ムヲ得ズ服務ノ傍治療ヲ實施セザルカザル場合ハ防痂下士官兵等ヲシテ勤務先ニ藥物ヲ携行セシメ患者ノ服藥ヲ確行セシムル等各種ノ手段ヲ盡シ治療ニ遺憾ナカラシムルヲ要ス</p>
<p>二 疲勞蓄積シ給養十分ナラズ身 体抵抗力減弱シ治療効果ノ 擧ガザル場合アリ</p>	<p>一 榮養低下セル者ヲ早期ニ發見シ給養ノ向上ヲ圖リ戰場保育 徹底スルヲ要ス</p> <p>二 榮養衰ハ「マリア」ヲ兼發セシ者ハ速カニ入室入院セシメ榮養ノ 恢復ヲ圖リツツ「マリア」治療ヲ實施スルヲ要ス</p>		
<p>三 合併症ヲ有スル者多キ爲前記ノ 惡條件ヲ益ミ助長シ藥物ノ吸 收極メテ不良ナルモノアリ</p>	<p>一 特ニ慢性赤痢 原虫性下痢症 黃疸 寄生性虫等ニ對シテハ夫々 原因療法ヲ實施シツツ「マリア」治療各法ノ適用ヲ圖ルヲ要ス</p> <p>二 特ニ本文ニ記載シタル如キ藥物吸收促進策ヲ構ズルヲ要ス</p>		
<p>四 合併症殊ニ戰傷治療ニ多クシ テ兼發マリア「治療徹底セ ザル場合多シ</p>	<p>一 戰傷多發ノ際ト雖モ救急處置一段落後ハ速カニ發 マリア治療ヲ務メ傾注シ局折治療ヲ提ヒザルニ努ムルヲ要ス</p> <p>二 病院長廻診時指導ヲ強化シ總合診療ノ實績昂揚ヲ要ス</p>		

主 要 隘 路	對 策
<p>五 患者ハマラリアノ劑ノ副作用ヲ厭ヒ發熱ノ主要症狀消失セバマラリア劑ノ服用ヲ忌避スル傾向アリ又幹部ハ之ヲ勤務ニ就カシムルコトアリ</p>	<p>一 患者ニ對シマラリアノ根治ニ就キ必要ナル事項ヲ教育シ診療筆記振筆ヲ圖ルヲ要ス</p> <p>二 副作用ニ對シテハ夫ノ治療各法ヲ運用ヲ適切ナラシム</p> <p>三 マラリア劑ハ患者各個ニ之ヲ携行セシメテ服藥時刻ニ患者ヲ一定場所ニ集合セシメ責任者ヲシテ服藥ヲ確認セシムルヲ要ス</p> <p>四 熱發作者退即マラリアノ治癒ナリトノ觀念ヲ是正シ治療期間ハ安靜ヲ嚴守セシムルヲ要ス</p>
<p>六 入院患者ノ後方衛生機關ハ、轉送屢々ニシテ服藥徹底セザル事アリ</p>	<p>一 患者ノ後送ニ際シテ服藥日數藥物携行量等ヲ病床日誌ニ明記シ或ハ附箋ニ明記貼附シ後方衛生機關トノ連絡ヲ密ニスル</p> <p>外患者自身ニモ知ラシメ置クヲ要ス</p>

呂醫示第一六號別冊(總衙甲第三九號別紙第一)

第一 治療方針

マラリアノ治療ニ方リテハ戰争マラリアノ特殊性ヲ認識シ診斷並ニ豫後判斷ノ確ニ行ヒ
熱型感染時期並ニ臨床症狀ニ基キ診察方針ヲ確立スルト共ニマラリア劑ノ藥理及患者ノ
全身狀態ヲ考慮ノ上強カ且適切ナル特殊治療ト營養失調消化器障礙貧血脚氣黃疸
其他合併隨性症ニ對スル一般療法ヲ併行シ治療日數ノ短縮及再發ノ極減ヲ圖ルヲ主眼トスヘシ
第二 治療要則
一 早期ニ徹底的治療ヲ圖ルヲ肝要トス之カ爲マラリアト診定ロハ速カニ之カ特殊療法ヲ開始
スルヲ要ス
二 特殊治療ニ方リテハ勉メテ安靜ヲ圖リ心カヲ保持シ更ニ又急得ル限リ營養料ニ
ビタミンノ補給ニ遺憾ナカラシムルコト肝要ナリ
三 病型ニ應ジテ特殊治療ノ方針ヲ速カニ決定シ之カ徹底ヲ圖ルヲ要ス
四 惡性マラリアニ對シテハ先ツ救急處置即チ強心利尿解毒及腰注穿刺等ヲ實施シマラ
リア劑ノ注射ヨリ投與スルヲ緊要トス
五 特殊治療ハ一クルヲ以テ治療完ラシメテ自今トシ實施スヘキモ再發ノ可能性大ナルトモ引續
キ同一法又ハ別法ヲ以テ再發預防ノ爲メ治療ヲ及履スヘシ
六 作戦其他ノ要求ヨリ徹底セル治療ヲ行ヒ得ス第一線ニ復歸セシメタル患者ニ對シテハ最
終熱發作後概ネニ四週間ノ再發預防並ニ常出保持防止ノ爲メ治療ヲ行フ可トス此ノ際ハ
豫防内服トシテ關係ヲ調整スルヲ要ス
七 患者ノ營養状態ニ一般症狀ヲ洞察シ一般療法ヲ併行シ極メテ肝要ナリ殊ニ消化障
礙肝臟機能不全マラリアトシテハ特殊治療ノ効果ヲ削減スルモノテハ所要ノ場合ニ
好メテ健胃消化アルカリ劑投與ノ利尿肝底保護等ノ處置ヲ講スルヲ要ス
八 合併症並ニ隨性症特ニ慢性下痢黃疸貧血浮腫熱毒等ニ對シテハヨリ其ノ症狀ヲ精査シ
原因的ニ對症治療ヲ併行實施スルヲ要ス
九 惡液質ノ呈シ營養失調過度ナル場ニ對シテハヨリ其ノ對症治療ハ食餌營養劑注射對
貧血療法等ニシテ營養ノ改善ヲ主眼トシマラリア特殊治療ハ体力之ニ礙得ルニ至リ其ノ極

マラリアノ治療ニ方リテハ戰争マラリアノ特殊性ヲ認識シ診斷並ニ豫後判斷ノ確ニ行ヒ
熱型感染時期並ニ臨床症狀ニ基キ診察方針ヲ確立スルト共ニマラリア劑ノ藥理及患者ノ
全身狀態ヲ考慮ノ上強カ且適切ナル特殊治療ト營養失調消化器障礙貧血脚氣黃疸
其他合併隨性症ニ對スル一般療法ヲ併行シ治療日數ノ短縮及再發ノ極減ヲ圖ルヲ主眼トスヘシ
第二 治療要則
一 早期ニ徹底的治療ヲ圖ルヲ肝要トス之カ爲マラリアト診定ロハ速カニ之カ特殊療法ヲ開始
スルヲ要ス
二 特殊治療ニ方リテハ勉メテ安靜ヲ圖リ心カヲ保持シ更ニ又急得ル限リ營養料ニ
ビタミンノ補給ニ遺憾ナカラシムルコト肝要ナリ
三 病型ニ應ジテ特殊治療ノ方針ヲ速カニ決定シ之カ徹底ヲ圖ルヲ要ス
四 惡性マラリアニ對シテハ先ツ救急處置即チ強心利尿解毒及腰注穿刺等ヲ實施シマラ
リア劑ノ注射ヨリ投與スルヲ緊要トス
五 特殊治療ハ一クルヲ以テ治療完ラシメテ自今トシ實施スヘキモ再發ノ可能性大ナルトモ引續
キ同一法又ハ別法ヲ以テ再發預防ノ爲メ治療ヲ及履スヘシ
六 作戦其他ノ要求ヨリ徹底セル治療ヲ行ヒ得ス第一線ニ復歸セシメタル患者ニ對シテハ最
終熱發作後概ネニ四週間ノ再發預防並ニ常出保持防止ノ爲メ治療ヲ行フ可トス此ノ際ハ
豫防内服トシテ關係ヲ調整スルヲ要ス
七 患者ノ營養状態ニ一般症狀ヲ洞察シ一般療法ヲ併行シ極メテ肝要ナリ殊ニ消化障
礙肝臟機能不全マラリアトシテハ特殊治療ノ効果ヲ削減スルモノテハ所要ノ場合ニ
好メテ健胃消化アルカリ劑投與ノ利尿肝底保護等ノ處置ヲ講スルヲ要ス
八 合併症並ニ隨性症特ニ慢性下痢黃疸貧血浮腫熱毒等ニ對シテハヨリ其ノ症狀ヲ精査シ
原因的ニ對症治療ヲ併行實施スルヲ要ス
九 惡液質ノ呈シ營養失調過度ナル場ニ對シテハヨリ其ノ對症治療ハ食餌營養劑注射對
貧血療法等ニシテ營養ノ改善ヲ主眼トシマラリア特殊治療ハ体力之ニ礙得ルニ至リ其ノ極

10. 化ノ園ル可トス 尚一般ニ再發ヲ線ルマラリア特殊治癒ノ頑強ニ抵抗スル者ニ對シテ之ヲ金赤ノ地ニ移レ武ハ環境ノ改善ヲ圖ルヲ得ハ治癒上甚タ好適ナリ
11. 作戦地ニ於ケル治癒ノ判定ハ臨床的治癒即チマラリアノ症狀ノ消退ニ消血液中心原虫消失體力ノ氣力ノ恢復ヲ以テ基準トス 誘發法ハ一般ニ之ヲ行ハサルヲ可トス
12. 部隊ニ於ケル治療ノ榮養ニ概シテ合併症ヲ予三日熱及四日熱ノ新釋例乃至一部ノ陳例ニ止メ他ハナルヘク入院加療ヲ適當トス

第三 治 療 法

(1) マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理

マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理

マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理

マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理

マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理

マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理
マラリア劑並ニ其ノ藥理

的迅速ニテ体非ハ僅ニカ知レ
副作用トシテハ... (副作用) ...
併合スル際ハ... (併合) ...
但シ特別ノ目的ヲ以テ同法ヲ行ハントスルトキハ孰シカ一方ヲ注射スルカ又ハ重層投与ニテ
アキスノ足量ヲ添加シ副作用ノ輕減ヲ圖ルヲ要ス
アミンチマリエン (カメシド) モ亦有カナルカメート剤ナリ
ビラミント略同林ノ効果ヲ示シ副作用トシテ見ルヘキモノナキヲ以テアクリナミント同時
ニ併合スルコトヲ得 但シ撮取時ニ口腔舌等ニ輕キ痲痺作用アリ 用量ハ一日量ワロハ
乃至ワロハ九トス

(附)

之カ注射ハ痲痺ヲ消退セシムルニ著効ヲ奏スルコトアリ
ズルノオンアミト剤メケレン青キモ其ノ他マリアアニ有効ナリトセラルル藥物逐次
發表セラレアルモマリアアニ劑補給ノキ時又ハ研究ヲ目的トスル場合ハ別トシテ之カ使用
ニカリテハカナル検討ヲ要ス

ニ 特殊治療實施ノ注意

- (イ) マリアア劑ハ一般ノ場合ハ經口投與ヲ原則トス 悪性ニシテ急速ニマリアア劑ノ体内
輸入ヲ圖リ要アル時或ハ消化管ノ炎症腸等ノ多ク内服ニ堪ヘ難キカ又ハ下劑投
與等吸収ニ障礙アルトキハ注射ニ依ル
- (ロ) 經口投與ハ際ニシテハ空腹時ヲ避ケ通常毎食後三回(錠劑ハ其ノ含有量ニヨリ一日
四回トスルニ向スル) 場合アリトシテ十分ナル液体内ニ與ヘ同時ニ重層投與ニテ消化吸着
止劑整腸劑等ヲ併用シ或ハ又重層ノ大量(六ロ)ヲ食間ニ投與スルコトヲ可トス
- (ハ) 直中腸胃ニオント劑ヲ投與シテ主眼療法ニ對シテカメート劑法ヲ復療法ト稱フモ屢々
ビスオント劑カメート劑ヲ併合スルヲテコノ關係明らかナラサル場合多クハ併用ノ
組合セニヨルシテ終了後ニ状態ニ應ジ母發療防ノ多ク所要ノ治療(以下再發
豫防療法ト稱ス)ヲ開始的行テ可トス
- (ニ) 諸種マリアア劑ヲ併用投與スルトキハ其ノ相乘作用ヲ期待シ用量ヲ多少減スル

(ホ) ストアルモ成ルハ適量ヲ十分用フルモト肝要ナリ
 經口投與ノ時ハ整腸上劑ヲ圖リ賦形藥ヲ吟味シ得レハ錠劑ヲ散劑トシ
 又配合不適ヲ検計スル等十分ナル吸収ヲ圖ルヲ肝要トス
 (ハ) 処方各式ノ選定ニ當リテハ各種マリアア劑補給狀況ヲ十分承認シアルヲ要ス

0450

部隊治療

新鮮マラリア(初發患者及再發患者)

第一法 塩規一〇分三食後二日間連用(塩規二週間法)

第二法 「アクリナミン」〇.三〇分三食後七日間連用(アクリナミン二週間法)

第三法 「アクリナミン」〇.三〇分三食後二日間連用(状況ニ依リ三日間休薬)

第四法 「ピラミン」〇.三〇分三食後三―五日連用(アクリナミン、ピラミンニ異時併用法)

第五法 塩規一〇分三食後二週間連用(キノプラスモヒン療法)

(註) 主劑ニテ減量并用藥ニシテハ各略セリ以下ニ準ス

マ)

陳旧マラリア(再發潜伏性マラリア)

第三法 「アクリナミン」ピラミンニ異時併用法

第四法 「キノプラスモヒン」療法
「アクリナミン」三塩規〇.六分三食後七日間連用(續キピラミン〇.三〇分三食後)

第五法 五日間連用(塩規加アクリナミン、ピラミンニ異時併用法)

第六法 塩規〇.六分アクリナミン〇.三〇分アンチマラリアエン〇.〇.六分三食後七日間連用(CAA療法)

(註) 胃腸障碍アリテ服薬ニ耐ヘ難キ時ハ塩規ヲ除ク

ロ)

悪性「マラリア」
入院加療ヲ原則トスルモ發作間ハ輸送シテ病勢急激ニ悪化スルヲ以テ部隊ニ於テモ能ク限リ救急

處置ヲ行フヲ要ス 輸送ニ適スルニ至レバ速カニ入院セシムルヲ可トス

注射第一法 滅菌キニーネ液(又ハバクソン)一筒(塩規〇.三―〇.五)臀部内注射若クハ等張(高張)糖液ニ

ト共ニ徐ニ靜脈内注射一日數回注射(塩規量一.〇迄ニ至ラザム)

注射第二法 「アクリナミン」液(〇.一―〇.一五)ニ。此ノ滅菌蒸留水ニ溶解シテ筋肉内ニ注射ス 靜脈内注射ノ時ハ

〇.一―〇.三。此ノ割合ニ薄荷糖液ト共ニ極メテ徐ニ注射ス

一日一、二回注射シテアクリナミン一日量ノ三迄ニ至ラシム重症ノ際ハ〇、三ヨリ約五迄ノ蒸餾水ニ溶解シテ一回ニ筋
肉内注射スルモ可ナリ尚注射用アクリナミンホナキ時ハ内服用アクリナミン錠ヲ蒸餾水ニ溶解煮沸滅
菌後上清(要スレハ濾過後更ニ滅菌)ヲ注射ニ供スルコトヲ得

注射第三法 滅菌ギニーネ液一筒腎筋内注射 アクリナミン液一筒腎筋内(又ハ静脈内)注射
右ヲ交互ニ行ヒアクリナミン〇、三塩規〇、五前後迄使用スルコトヲ得

注射第四法 「サルバルサン(一、三號)静脈内注射

以上ノ如クシツオン卜劑ノ注射ノ外ニリンゲル液 生理食塩水「ピタカシフル」「コラミン」「安ナ方」高張糖液
(ピタミンB及Cヲ含有セシム)等ノ注射ヲ行ヒ腦症劇シキ時ハ爲シ得ルハ更ニ腰柱穿刺ヲ行フヘシ

〔注意〕

マラリア劑ノ筋肉内注射ノ際ハ劇痛ヲ訴ヘ又往々神經麻痺ヲ招來スルマアルヲ以テ注射回数ヲナルヘク
減シ且注射部位ノ選定ニ注意スルト共ニ注射後ハヨク巻布ヲ施シ又ハ様々ヘシ

疾病院診療

新鮮マラリア

部隊診療ニ於ケル場合ト同様ナルモ入院時ニ既ニ數回ノ發作ヲ繰リ返シ生殖母体ノ出現セル可能性大ナルヲ以テ
當初ヨリ「グメート」劑ヲ併用スルヲ有利トスヘシ

尚又過高熱等アル場合熱發作ヲナルヘク速カク消退セシムル爲ニ注射第一及至第四法ノ如キ注射ヲ最初ニ
ニ日使用スルモ可ナリ

第七法 塩規一日量一〇分五膠囊ニレ毎三時間一包(〇、二錠劑ナレハ二箇)ニ服用 熱發作ノ時該
ヲ豫知シ得ル時ハ發熱四時間前ヨリ開始スルヲ可トス

豫期發作ニ回現ハレサル時ハ再發豫防療法ニ移行ス(ノボト氏療法)

(註)本法ハ三分服法ヨリ熱發作期間ヲ短縮セシムル傾向アルカ故ニ現症「マラリア」ニ用フルヲ可トス

(四)

陳旧マラリア
部隊治療と同様ナルモ前記諸法ニ頑強ニ抵抗スル場合或ハ治療日数ヲ短縮スルノ要アリ時ハ次ノ
法ヲ用フルトヲ得
第八法 アクリナミン_{0.5}、ヒラミン_{0.5}、重曹₃。燉マ_{0.5}。葎若キス_{0.6}。

再三再發ヲ繰返シ諸種治療法ニ頑強ニ抵抗スル時ハ重曹₁、大量服用₆。チウソ₁、チオスルフアイト
液(5-10%)葡萄糖液(ヒラミンB、C加)リチンカルシウム液等注射ニ依リ肝機能ノ調整ヲ圖リ
ツツ治療ヲ反復實施スルヲ可トス
假面マラリアニテ三又神經痛、虫様突起、尖刺劇痛、胃痛、心悸亢進等、不定症状ヲ訴フル場合ニ
モ陳旧マラリアニ準シ治療セバ、症状消退スルモトス
陳旧マラリアニシテ精神障碍アルモノハ、マラリアニ依ルモノナリ又ハ本來精神病ヲ誘發セラレシヤ
ヲ治療ヲ實施シツツ鑑別スルヲ要ス

(ハ)

悪性マラリア

熱帯マラリアニシテ不定高熱ヲ伴ヒ頭痛、嘔吐、學動不審、昏嗜眼等ヲ訴ヘ入院セルトキハ、陳旧カニ
悪性マラリアヲ疑ヒ直ニ白血球數ヲ算定シ豫後ヲトシ、著シキ增多アルトキハ危癩同時ニ強ク
ナル治療ヲ行フヲ要ス
マラリア劑注射(注射第一、第三法)狀況ニヨリ「サルバルサシ」注射(注射第四法)ヲ行ヒ「シズイン」
ノ殺菌ニ努ムル同時ニ強心解毒、利尿、肝保護等ニ関シ急シ得ル限リ治療ヲ迅速確實
ニ行フニ尚要スレバ「ヒラミン」注射薬ヲキニーネ劑注射ト併用シ臨床症状ノ消退ヲ促進
スルヲ有利トスルコトアルベシ
腸蓋シロエスルトキハ、速カニ腰推穿刺ヲ行ヒ、適當量ヲ排除シ腸脊髓圧ヲ低下セシムヘシ此際
クリナミン液ノ脊髄膜内注入ハ一般ニ行ハサルヲ可トス。マラリア劑ハ危癩期ヲ脱スル迄(通常
二三日)注射ヲ行ヒ、爾後ハ陳旧マラリアニ準シ經口内服ニ移ル(キモトス)
第三及至第五法ヨリ第一、第七日(第一、第二日注射ニヨリタル場合)狀況ヲリテ長短加減セル
トキハ之ニ應ジ服薬期間ヲ短縮又ハ延長シ治療開始後一週間(實施シ三日間休薬五日間
同處方ニテ投薬ス)

薬後多クノ場合一三時間ニシテ發病シ急激ニ重篤ニ陥ルモノトス

マラリア療法中ノ患者ニシテ悪寒戰慄ノ下ニ高熱ヲ發シ重篤ニ狀ヲ呈スルトキハ直チニ本病ヲ疑ヒ「マラリア剤」投與ヲ中止シ尿所見(暗黒赤色ニシテ血色素ヲ證明ス乏尿時ニ無尿ヲ乘ス)ニテ本症ノ疑アラハ速カニ茶炭酸水「リモナーヂ」牛乳ニ腐ラシメ強心利尿解毒等ノ一般療法ヲ行ハ共ニ「ヂウロニン」「ヒタミンC」ノ大量注射ヲ適當トス貧血著明ナルトキハ輸血モ可ナリ

血中「マラリア原虫」證明スルトキハ「アクリナミン」筋肉内注射ヲ併行スルヲ可トス

但シ「アクリナミン」其他下熱剤等ニヨリテモ黒水熱ヲ發生スルフトアラハ斯ル際ハ「マラリア」ニシテ療法ニ時中止シ極力一般症狀ノ恢復ヲ圖ルニ努メ其後疎回「マラリア」ニ準シ持異質ノ顧慮ナキ「マラリア」劑ヲ慎重ニ使用スルヲ要ス

(ハ) 再發豫防療法

第三、五、六ノ場合或ハ既述ノ「クオール」ニ終ヘタル後ニ實施スヘキ再發豫防ノ爲メ服薬法ハ概テ次ニ據ルヘシ

第九法 「クオール」終了後三日間休薬三日間服薬以下三―四回反覆

第十法 「クオール」終了後四日休薬三日服薬以下三―四回反覆

(註) 兩法共「マラリア剤」トシテハ通常「シツオン」ト「クオール」ト併用シテ行ハサルモノトス

尚ツテ療法間ハ特ニ必要ナル場合他ハ豫防内服ヲ行ハサルモノトス

但シ本療法間ニ再發アル場合ハ再ヒ「クオール」ヲ開始スルモノトス

(5) 對症療法

(イ) 高熱(三九度以上)及頭痛ニ對シテハ頭部冷卷法ヲ行ヒ普通ノ解熱劑ハ用ヒサルヲ可トス

- (四) 湯茶補給、清涼劑ノ投與ヲ圖リ、藥物中毒豫防肝在護ニ留意ス。
- (三) 下熱後ノ發汗、食慾恢復ニ對シテハ、更衣、食餌ニ関シテ看護上十分注意スルヲ要ス。劇烈ナル頭痛ニ對シテハ「モヒ」液少量(0.5延前後)ヲ用ヒ卓効アリ。且「モヒ」ヲ投與シ置ク時ハ「キニーネ」ニ比較的堪ルモ之カ濫用ハ慎ハヘシ。
- (二) 頑固ナル嘔吐及吃逆ニハ心窩部木子死貼用「クロホルム」ノ内服ヲ行フ(出動地ノ治療方針「コレシ」ノ項参照)。
- (一) 腦刺戟症狀重キモニニ腰椎穿刺ノ外鎮靜劑ヲ投シ奏効スルコトアリ。又腦末梢血管ノ原虫栓塞ヲ防止スル爲「アミール」ニトリートンヲ吸入シ行ヒテ良好ナルコトアリ。悪性マリア「特ニ」腦型ノモノノ生命的豫後ハ看護ノ適否ニ関スル所大ニシテ「特ニ」ハ鎮靜ニ注意スルヲ要ス。食餌一般ニ急性期ハ無刺戟半流動食、恢復期ハ高熱量普食ヲ與フヘシ。

0456